四

遠隔地市場への商品積出 隠岐と伯耆との商品流通

鯣の対外輸出

三

文政期における隠岐と松江との商品流通の特色(水産物)

研究目的

近世末期隠岐島水産物商品化の展開過程と

流通形態の歴史地理学的研究

豐

治

田 中

ţ 六 Ę

隠岐における水産物商品化の展開過程とその意義

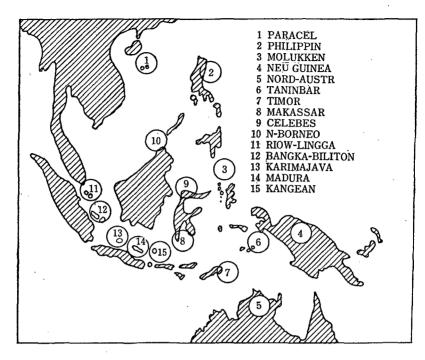
近世後期の本土漁民の隠岐島出漁とその流通問題

研究目的

シェテ諸島等では十八世紀以後、 R. Gerad Ward は太平洋諸島の開発を論じた著書の中で行、南太平洋諸島、 欧米人により Sandal-wood (白檀) および Trepang (海鼠) 等の生産と加工が急 特にフィジー諸島、 サモア諸島、

速に進められ、中国を始め、東南アジア諸地域に輸出されたが、その生産、加工のため加工用燃料として樹木が伐採

ソ



第1図 インドネシヤ海域の煎海鼠の生産地

F. Bartz O Die Grossen Fischereiraume Der Welt Band II SS 144-147

態

面での解体と変化が進行し、

島嶼

Bartz の記した Trepang の産地を田中図化

変容形態を指摘している。

大な場合のドラスチックな文化相のをのべ、文化水準の高低差が極端に独自の在来文化が消滅しつつある事

又、F. Bartz はフィリピン・ボンダ海域では、イスパニア植民時代ベス海・ジャワ海・フロレス海・バリヤ・インドネシヤをめぐる海域、リヤ・インドネシヤをめぐる海域、リヤ・インドネシャをめぐる海域、

習、宗教、言語等のあらゆる文化形 東施され、原住民の居住、食制、慣 も資本家と結んだ植民地政府により も資本家と結んだ植民地政府により

右

の様な植民地的な島興の水産業の商品化形態に対して、

先進資本主義国家の島興群の水産業とその流通形態は

国人と現地人との合弁でインドネシヤ海域の水産物は中国・東南アジアに輸出されたが、二十世紀に入り、特に第二 中国に輸出され、 ß Trepang の商品化が進み、十八世紀未より現代にかけて、第一図に示すような生産根拠地が成立し、 インドネシャ海域水産物商品生産の中核的役割をなしたという(2)。 近代初頭にはオランダ人・中

資源の流通実権を掌握している(3)。 は掌握され、Leo waibel 次大戦後は英・米・日の世界的独占資本の活躍が強化し、いわゆる「綜合商社」の手に東南アジア水産物の流通実権 が東南アジア栽植農業の独占化経営で指摘した巨大資本の活躍が益々強大化して農林水産

相を異にする。 スコットランドの北西の Outer Hebrides の漁業については William A. Hance が詳説している(も)。

ここでは島民の六〇%が鰊・鱈漁業に従事し、

漁獲の八○%を英本土ではなくて、

3

ロッパ本土に輸

出し

7

い

る。市場条件がすぐれ、直接西欧諸国に出荷可能なので、早くから島民による自己資本の経営が安定化した、 と漁獲物商品化の展開過程は極めて学問的に興味深いが、論及されていないのは遺憾である。 スコットランド側からの資本力による漁業資本の進出も僅かで、在地資本が強固である。こうした事実の歴史的背景 従って

流通機構の構造、 歴史地理学の分野にとって商品の流通機構を検討する場合、もっとも重要な事は商品流通の成立時期の解明、 その推移と意義、 現在直面する流通機構の成立した歴史的背景と当面する問題点である。 この解 初期

我が国の島嶼部における水産業の発展過程、その商品化の推移と課題を系統的、 論理的に分析したものは意外にす

明なくしては事態の有機的関係の科学的把握は不可能である。

くなく、五島、対馬、壱岐、佐渡等の代表的島嶼についてさえ、事態は明らかでない。

たものである。近代以後の解体過程は別稿で追求したい。 本稿は右の反省に立って、例を隠岐にとり、近世末期水産物商品化の側面より島嶼漁業の構造とその推移を追求し

二、文政期における隠岐と松江との商品流通の特色(水産物)

文政十二年 (一八二九) の松江藩から隠岐島大庄屋に対する「申渡」(5)は次の如くで、 隠岐島水産物の松江城下

積入れを厳命している。

E W

- 両島他国渡海船手之者、兼御国政乍存良茂、其掟を犯候不埒之仕方有之候ニ付、向後右躰之族於有之ハ、咎之品ケ条左之通
- 一、公儀御用俵物之外ニ茂、串物万一隠買、他国売、所々立忍之者附置候上、及露頭候節ハ重科厳敷申付候事 島後大庄屋共引受候御用椎茸、未出揃不申中、是又前条之趣、処々之品、椎茸不残取上、其上に茂銀三枚ツツ過科申付候事

一、纔之賃銭ニ拘リ地他ニ不限、 無往来者為乗組往返渡海、以後相顕侯節者、同様之品銀五枚宛過料申付侯事

- 、諸材木板類、松江表エ積入侯上、隠岐宿手を不経、口銭之間をかすり、中買之者エロ相対致忍売候儀、 是迄間々有 之 趣 において同人立申付有之候条、此旨相心得可申候事 以来中島屋武助ゟ御国内所々な隠目附為附置、 右之仕方見当り次第、積荷不残取揚置、早速可訴出旨、 松江表御役所 相
- 、鰤餳其他塩物、并干物、何等共松江表立積入候品、 馬潟、江角於両御番所、隠岐宿充送切手申受之、可令入津之処、其儀是

以間々纔之口銭ニ拘り、他国問屋五之送切手類貰請候趣、以後前条同様相心得可申事

取之外、不依何等、諸事扱方不実之心得有之候節、少茂不包有躰を以、松江表御役所江可申出事 但、右二ケ条尤隠岐宿承知、中買之手が相渡候儀者、 船頭共、 武助と相対相談之上ニ而ハ可為勝手次第、 勿論其中同人口銭

一、雲隠往返、惣而送物品々之内、船中船頭水主共馴合、送元并届先き之眼を掠メ外シ取候儀、 是迄先ツハ穏便之沙 汰 ニ 差 置

大庄屋甚助殿

大庄屋文蔵殿 大庄屋官蔵殿 盗人之罪、吃曲事可申付候事 候ニ泥ミ益増長御役所を軽しめル段、 弥張此儘捨置候而ハ、第一制度不行届次第、依之以後右様之仕方有之ハ、逸々遂糺明、

両島廻船船持、

并自分乗一統五不洩樣申付、

島切人別連印、

大庄屋且村役人共奥

書を以、受書可差出候出候、以上 右之趣、此度改而申渡候上ハ、堅相守可申旨、

文政十二年丑正月

追啓、右申渡書写取、何れ茂宿々二張置候様をも可有申付候、 以上

増加し、松江積入れが減少したので、右の申渡しがなされた。

これによれば、松江藩は前々より、隠岐島産物の松江城下積入れを命じていたが、文政期に入り他地域への販売が

ちなみに、寛文十二年(一六七三)の「覚」によると松江藩は次のような制札を美保関番所に出している(6)。

置候間、 隠岐国、并北浦方より、薪・材木・肴・海藻等の商い物、他国へ不出、松江へ入来候様に可被申付候、此方よりも横目付を出 無油断可被申付事

他国より大木・杉・本板・材木船参候者、松江へ入候様ニ才覚可有之候事

つまり、

横目付(監視人)までおいて、権力をもって物資の城下集中をなしたわけである。

松江藩は寛文年間にいたり隠岐、北浦(出雲半島北岸のこと)よりの生産物の城下町集中政策と強化し、

業資本主義の成立地域であったが故に、松江も、 近世城下町における物資の集中政策は城下町が行政中枢地点であるよりも、 商工業者が藩権力のもとで保護され、安永七年(一七七八)には魚 経済拠点地域としての性格を強め、

276 問屋座十一軒、他国問屋座八軒計十九軒で、水産物の取引が行なわれ、前記の物資城下町集中が、藩権力の後立ての 封建的統制を強めていた(?)。従って、 文政十二年の隠岐に対する「申渡」は、 御役所名で大庄屋あてには

送荷先は隠岐宿に限定、送切手は馬潟・江角の番所で荷物点検の上受領という、藩権力をうしろだてにした問屋商業 配・統制が実状である。具体的にあげられている項目は、諸材木・板類・鰤・鰑その他塩干物の松江積入れの強 なっているが、内容的には「以来中島屋武助ゟ、御国内所々江隠目付為附置」とあるように、特権商人による産地支

の支配強化である。

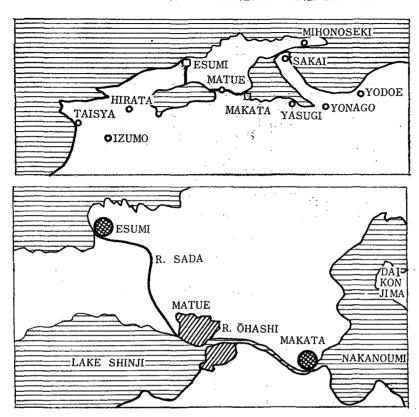
を松江の隠岐宿へ差出す、隠岐宿は更に松江藩庁隠州方に提出して取締まるというものであった。 相記、合調印、船主立相渡」すよう仰渡されたもので、通帳を受取ると船主は、 一九)になって(例えば米ならば)「米一俵に付五匂宛の見合を以、積荷何々、此銭何程と渡海場より一一通ひ帳に この負担は一応は廻船業者の納入という形ではあるが、最終的には生産者よりの買入直段を買叩いて自己負担の軽 更に、廻船業者には隠岐宿上荷銭(3)が課せられた。 これは、松江積入商品に課せられるもので、 渡海場の者へ金を支払い、その通帳

等であるが、隠岐島廻船が販売市場として陸揚げ可能な市場は、出雲では安来・松江・伯耆では境・淀江・米子であ 隠岐の対岸市場は第二図に示すように出雲では安来・松江・平田・出雲・大社等の都市、 伯耆では境・淀江・米子

減をはかることになるので、松江出荷について隠岐の廻船業者は消極的な姿勢をとらざるを得ないようになった。

る

江に入津した。その一は、隠岐―美保関―中海航行―馬潟―松江で、二は隠岐―江角―佐陀運河―宍道湖―松江であ 出雲では前記のように松江城下への集中政策がとられていたから、隠岐の廻船は二つの航路のいづれかをとって松



第2図 隠岐の対岸市場

うち、近代まで存続したのは「桶藤!湖に面して位置している。 隠岐宿の

その子孫白石氏は「祖母ケンの

三図に示すように、大橋川及び宍道

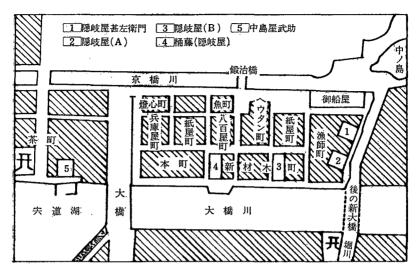
隠岐宿及び中島屋武助の位置は第

時代まで、隠岐の材木・水産物を取り扱った」とのべ、他の隠岐屋は堀川筋の埋立と共に水路は消滅し、隠岐屋の旧地を判定することは困難である。

したので、大型廻船の航行は不可能示すように、佐陀川を堀って運河と第二のコースは第三図の拡大図でった。

なので、

主要入津コースは第一であ



第3図 文化12年末次本町商家図中の隠岐宿

資料 松江市中原町石原広氏所蔵末次商家図

は従来、 され、 たが、 相対相談之上三而、可為勝手次第』(10) という風に許容せ が間々あった事実は否定出来ない。又、その様な事実を とある通り、松江送りの荷物が他国問屋送りになること 迄以間々纔之口銭に拘り、 岐の廻船業者によって嫌悪されるのは当然で、 ŋ 帳によると出雲地区一円の俵物下請商人として、 物役所に出雲地区一円の煎海鼠・干鮑・鱶鰭の廻送に当 目武助が活躍した。三代目武助は天保十三年の俵物元極 たのは文化年間で、文政年間から天保期にかけては三代 より類推すると、初代中島屋が海産物問屋として独立し 人として隠岐宿の監督、 「尤隠岐宿承知、 しかし、右のような封建的権力体制による統制が、 政商としての地位を強めていた。 昭和四七年十一月、 同寺の過去帳により系図も判明した(9)。 謎の人物として、 中買之手工相渡候儀者、 廻船商人を監督した中島屋武助 他国問屋立之切手類貰請候趣 松江市寺町にその墓石が発見 その出自、 系図は不詳であっ 船頭共武助と 「其儀是 過去帳 長崎俵 隠

る

ざるを得ない程、 いうことを示すものである。

商品経済は封建的領域流通から国民経済の段階に進展し、

隠岐島生産物が広汎な市場を指向したと

Ξ, 隠岐と伯耆との商品流通(水産物

の方が近距離にあり、且つ、松江入津船も航路的には境港を通過せざるを得ない事は第二図によっても明 ら か で あ 隠岐と出雲との幕末における商品流通は上記の様な性格を示していたが、距離的には隠岐とは伯耆の境港・米子港

たが、 に次の記事のある事を発見し、 従って境港・米子港との商品流通が当然存在する事は推定され得るが、これを資料的に実証することが出来なか 昭和四十七年、米子図書館蔵の所蔵文書調査中、安政六年(一八五九)の「伯耆国中海付村々諸品取調書」中 本問題解明に関し、手がかりを得た。長文であるので抄記すると次の如くである。

· ~

御尋に付取調書上(11)

諸国ゟ湊に相廻り候諸品

、米・二千九百三拾俵 大豆 二千五百俵 右同断 是者但馬 ・加賀・其他北国筋より相廻り、

土地近郷に売捌申候

(以下文章簡略にす)

小豆 千九百俵

灯油 三千五百九十一樽

干鰯 油粕 七千二百二十五俵 右ハ但馬・出雲・石見より相廻り土地近郷に売捌申侯

七千三十九俵 右同断 丹後・若狭

鰊 七百八十五束

松前

同〆粕 右同断

塩鰤 三千七百六十四本 是者石見・出雲・隠岐より相廻り、土地近郷並に美作・備中に売捌申候 百三俵 是者松前・佐渡・隠岐より相廻り、土地近郷並に美作・備中に売捌申侯

板

材木 千二百五十本 七千五百四十間 拾五万五千貫目 是者隠岐・但馬より相廻り、土地にて売捌申候

是者隠岐・石見より相廻り、土地にて売捌申侯

藻葉 三万八千貫 是は隠岐より相廻り、土地近郷に売捌候

右同断

とあり、境港については、記述様式は全く同一で、次の如くである。

一、米千八百四十六俵(是者但馬・丹波・越前・加賀・能登・越中・越後・陸奥・出羽より相廻り、土地近郷に売捌申候(以下

油粕 二千四百二十六俵

酒粕

灯油

四百六樽 三百七十俵

小豆

一、大豆

千百六十一俵 売捌先は簡略抄記す)

右同断

積出国、

砂糖

壱万三百二十三本 松前より、土地近郷販売

鰊〆粕 四万五十三本 右同断

二百十七箇 石見・出雲・隠岐より、土地近郷販売

281

塩鰤 鯣 百六拾七箇 二千五百六十一本 石見・出雲・隠岐より、販売先右同断 七十余箇 松前・佐渡・隠岐より販売先右同断 右同断

昆布 五百二十俵

隠岐・但馬・若狭より、販売先右同断

播磨・備後・周防・安芸・讃岐・阿波より、

販売先右同断

当国山方より、販売先瀬戸内並北国筋

販売先北国筋

五万三千俵 四万四千六百貫 隠岐・但馬より、販売先右同断

鉄銅 十一万四千八百五十貫目・隠岐より、販売先右同断 六千三百俵

木棉 五百八十二箇

古手 二百八十二箇

右同断 近郷より、

右之通御座侯

未十一月

松平相模守家来

郡奉行 田淵唯右衛門

とある。

隠岐島側で販売した物資を、本土市場で数量的に記録した文書は数少なく、且つ、販路を記してあるので貴重な資

料である。記述内容は安政六年(一八五九)未十一月の幕末の事実を記している。

中にまでその販路が及んでいる。 米子・境は出雲の松江とは商業都市として、

米子・境港には隠岐から塩干魚・薪・材木・ 藻葉(E)が多量に移出され、

いささか性格が異なり、

塩干魚は米子を販売拠点として美作・備

商人の自由活動を許した事は注目すべき事で

ある。文政八年(一八二五)、 藩は座の独占を解除し民間の自由売買をみとめ、ロ銭徴収する等の 措置をとった。 「一、他所立持越し並同所より持込候荷物、川口其外所々、 境番所に於て、此後相改可申候、間々改を請け運上差出し候様且又

持出之荷物、譬へば金六拾目の商致し罷帰る者有之候節は、右の内拾五匁差出し、右代り銀札拾七匁御渡……下略……」

の如くである(13)。

示したものである。こうした措置が隠岐島廻船業者に取っては松江よりは境・米子出荷を有利としたわけである。 つまり、米子と境の商取引重要地点で、町人の社会的地位を認め、藩庁の抑圧主義から民間の相対自由主義転換を

降においては、入港品に対する口銭が品々により詳細に規定されているが、隠岐よりの入荷物については特例がとら 貞享四年(一六八七)、米子御船手改が制定されて以来、 元禄・享保と改訂が進められ、 文化四年(一八〇七)以

一、繰棉 売代銀拾匁に付五分

れている。

一、酒 直段壱分被遣、五尺桶壱本二付百匁宛

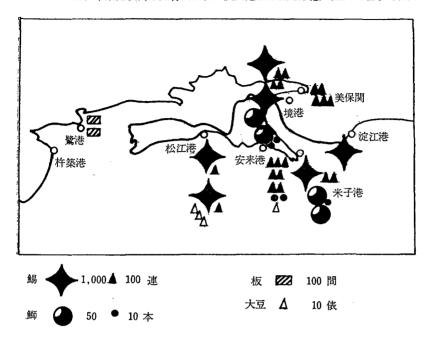
一、材木、竹売代銀拾匁に付壱匁宛、但米子へ入込倭隠岐国の分は御免一、茶(売代銀拾匁に付壱匁宛)、茶(売代銀拾匁に付壱匁宛)、

の如くである(1)。

又、水産物については、元禄十一年(一六九八)入荷、出荷については厳しい制限があった が、 十 三 年(一七〇

○)年以後は他国からの積込みを許可し、監視役の魚奉行も廃止した。

荷を奨励した(15)。 享保十年(一七二五)には問屋口銭五分の他は水産物についての如何なる徴集金をも禁止し、他国水産物の米子集



第4図 天保年間における金毘羅丸の本土市場販売品 図示量は天保9年,11年の合計量

子が占めていた故である。

世以来、今日にいたるまで踏習されている。

ちなみに天保九年(一八三八)および天保

ての発展は米子に先鞭をつけられたことが近

松江は封建的因習を墨守し、経済都市とし

になり、自由化の進んだ米子・境地区の優位によって右の状況を図化すると第四図の如く海産物を本土に移出した結果を記した手板帳海の外屋蔵屋手船金毘羅丸が隠岐産の木材・

道に沿って、山陰道物資の流通路の起点を米で比して経済都市としては遙かに自由売買の応義が許された都市であった。これは米子が美作・備中の山問地方を後背地として広大が東で、米子両藩の参勤交代使用の美作のに 以上によって明らかなように、米子は松江

性が極めて明瞭に読みとれる。 つまり、近世未期の隠岐商品は対岸の本土側市場としては主筋の松江藩よりも自由取引の大幅に許された伯耆の境

四、遠隔地市場への商品積出(水産物)

港・米子城下町を主とし、美保関港・淀江港・安来港等に商品移出をなしていたことが明瞭である。

かりでなく、木材・水産加工品等の遠隔地移出を誘発し、隠岐を近世未期には封建的領域経済から国民経済の段階に 官所がその生産・出荷の直接責任を負ういわゆる「俵物役場請負」をなし、煎海鼠・干鮑の遠隔地移出を実現したば

隠岐の長崎俵物が享保以後幕府の命によって長崎・下関に送荷され、天明五年(一七八五)以降は島前・島後両代

天保 9 年同11年金毘羅丸積荷表 隠岐→販売先

販売地	品物	鰑(連)	鱪 (貫)	塩鯖 (俵)	鮑 (梱)	板 (間)	古金(貫)
爪	庫	13, 530				1	
커	黑	8, 060		,	10	1, 574	280
内	色	6, 395				48	
越ケ	が	1				100	
[1]	田尻]				100	·.
<u>수</u>	常	1,040	1,017	262		146	
∀	官官	j		,		[
繩	通					· 121	

		В
		任人若一
•		反壳先
	1	

285	5	近世	北末期	隠岐	島水産	钞	商品化	の展	開	過程	と	充通	形	態の	歴5	史地	理学的研
丸亀と、	物資が遠隔	者の僅か二	一年(一八四〇)	中心	まで流通地域を拡大せしめた。		产	40	固	推	÷	凉	崇		菸	凉	販売地
下り	逐隔 地		八四	中心となっ	迪 地域		>						籴	影		;	
船の販	地域に販	ケ年間の		た西	を拡大		善善	書	選	逾	溁	Ħ	選		Ħ	H	品物
売地	に販売されて		蔵屋	品は「記	せし	,	ᅱ		3 撫					ij		10桶	山
としては	しゝ	保十年の	き船金属	「鰑」で、	でた。		選		桶及19斤					500斤	7.桶	10桶及50斤	砂糖
丸亀と、下り船の販売地としては若州小浜があらわれ、また。	た事はかなり明確にあらわれて	(天保十年の資料欠) 蛙	の蔵屋手船金毘羅丸の遠隔地市場へ	「木材」			三田兄	168俵	707俵	630俵	1, 182俵	1,190俵	15俵	825俵		:	三田尻塩
あらわれ、	明確にあい	特例で、こと	州地市場への	「塩干魚」			伯耆(米子)	36俵	684俵		determinant						*
板 :	われ	なるも	の販売	かこれ		ļ	回		4							:	*
(木材)	ている。	って	品目	につ			在		44倭		٠.	;				:	贵
		当時の	を見ると	がこれにつづいている。			同左	• •	143反		٠	••					木棉
£	瀬戸内	全容を	第一表				回									:	線
الم	に大い	断ず	公の如	述の			##		-						50 ★		瀚
の販路もこれと一致している。	鯣は瀬戸内に大量に販売 ×	これをもって、当時の全容を断ずることは出来な	くになる分	天保九年			月 選		45斤								ローソク
	され、 兵庫	来ないが、	の販売品目を見ると第一表の如くになる(E)。これは	前述の天保九年(一八三八)					13箱		,						煙草
鯣の	一下関・	隠岐産の	一廻船業	及び同十	radion and on the appropri		爿		16丁		-						黒砂糖

第2表 近世末期廻船問屋杉浦家の水産物販売

年 代	紀 元	使 用 船	積荷商品	販売先	備考
文政11年	1828	春日丸(自船)	俵 物	 長 崎	戻荷は肥後より菜種,御用船
天保元年	1830	同 上	间 上	同上	御用船
同 4年	1833	同 上	同上	同上	同上
同上	同上	天神丸(自船)	鰑	同上	
天保8年	1837	春日丸	同上	下 関	新敷屋平右衛門に販売す
同上	同上	同 上	同 上	兵 庫	塩屋安兵衛に売る
弘化4年	1847	出羽荘内船	鰤,鰑	瀬戸内	尾の道で鰤,兵庫で鯣を賃売
嘉永3年	1850	春日丸	鰑	長 崎	/77円6日10下口46/Y カエカル上に口65
同上	同上	弁天丸(雇船)	同上	同上	} 御用鰑10万斤輸送 弁天丸は大浜屋船
安政3年	1856	恵比須丸	同上	浪 華	恵比須丸は手船
文久元年	1861	同 上	同上	長 崎	
文久3年	1863	三 社 丸	同 上	長 崎	三社丸はきのくま屋船

資料 松浦家譜

とした水産物の販売が進屋したことがよみとれる。

鱈(塩干)、塩鯖が送付されている。小浜送りは小浜その地区の消費であるよりは、小浜より琵琶湖岸の今津を 経記。

曲

更に文政十一年(一八二八)から文久三年(一八六三)にかけて、廻船商売の実情が記されてある「松浦家譜」

して京阪・伊勢・名古屋への送荷であったという。

から、水産物の商品概要を表化すると、第二表の如くになる行う 松浦家は俵物下請人の板屋を本家とし、目貫村の蔵屋、宇屋村の梅之屋と一族で、隠岐の代表的廻船業者である。

これによると、俵物の送荷が鯣主体に移行して行ったこと、長崎・下関・尾道・兵庫・大阪と遠隔地市場に鯣を中心

地主で、直接海岸に面していない地区の住人であるが、幕末には農山村地主が廻船持となっていることを示し興味深 丸等の雇船をもって鯣販売していることがわかる。ちなみに三社丸の所有者きのくま屋は、島の中央部農村原田村の 自己所有の廻船のみでなく、弘化四年には出羽荘内の五郎助船に鰤・鰑の賃積販売をしていること、弁天丸、

遠隔地に大量販売された鯣の銘柄 価格・販売量の実例については長田文書が詳細である(B)。

売附覚

一、同 九拾七把 山口荷 八連

数合 四万七千弐百五拾五把

合六巴不

壱匁壱分壱厘巻

代此 五拾弐貫四百三拾弐匁弐分九厘 一、秋烏賊 五拾入 拾六連

拾六把 三拾入 百六拾九連

代此 **壱匁弐分弐厘替** 五千八百八拾六把

一、入梅烏賊 五拾入 五拾壱連 拾貫七百七拾六匁三分八厘

拾三把

四拾三把

数合 弐千六百五拾六把 、入梅烏賊 五拾入 壱連 絹屋荷

壱匁替

代此 弐貫六百五拾六匁 、入梅烏賊 五拾入 三連 下物 拾連 山口荷

代此 百弐拾四匁弐分 七分八厘替

数合 百六拾把

代此合 六拾五貫九百八拾七匁七分七厘内 五貫九百三拾八匁 七拾壱匁弐分

上質 四百把值引

五拾八匁弐分

四連

五拾九貫九百拾八匁五分六厘

右之通御座候間御請取可被下候以上

酉九月七日

宝船屋本右衛門回

春日屋熊右衛門殿

ものである。 土用島賊は五拾入、九百五拾四連とあるが秋鳥賊は三拾入、百六拾九連とあり、遠を単位として計算してある、壱

これは春日屋(姓長田) 熊右衛門が天保七年十六反帆の新造船を建造し、八年酉に大阪の宝船屋に鯣を販売した時の

連は鰑弐拾枚一結にしたものを称するので、それ等を合計して五万五千九百五拾七把が販売されたことになる。 鳥賊は冬いかが最上品であるが、この売附覚に記されているのは夏鳥賊で上品は数がすくない。土用鳥賊は一連が壱

匁壱分一厘、秋鳥賊は壱匁弐分弐厘、入梅鳥賊は乾燥仕上がりがよくないので、上物で壱匁、下物は七分七厘替である。 以上は大阪宝船屋との取引分であるが、文久元年(一八六一)の下関の仁屋との取引の内容は次の如くであるい。

一、鰑八千七百七拾五連

八月五日仁屋入荷の分は

代 千百五拾六貫三百六拾文百弐拾九文五分替

一、鯣四千七百六拾弐連八月十日入荷の分は

天保弘化期の鱢値段

第 3 表 人际知记到 0 题 值权									
年	号	紀	元	一把值段	Ì				
天保	6未	1,	835	165.0文					
	7申		36	147.0					
	8 酉		37	165.0					
	9戊		38	174.8					
1	l0亥		39	215. 8					
	11子	1,	840	215.0					
1	2丑		41	320.0					
] 1	13寅		42	165.0					
1	14卯		43	218.0					
弘化	元辰		44	250. 0					
	2 巳		45	254. 4					
1	3 午		46	254. 8	٠				

(田邑文 「10ケ年冬いか値段之事」 より作製

る

出来ないが、幕末インフレ傾向から見て安値のように思われ 文久年間の下関相場は銀相場の変動があるので同一比較は

うに思われる。

価格はかなり高く、本土市場では隠岐鯣の名声は高かったよ の値段の比較は正確には出来ぬとしても、天保弘化期の鯣の の平均値段の変化を見ると第三表の如くなるので、夏いかと 田邑文書(20)によって天保六年から弘化三年までの冬い

か

のようである。 百五拾五文三分替

算で秋鳥賊百九拾弐文、入梅鳥賊は百五拾六文になる。 四百三拾弐匁弐分九厘であるがこの分を、天保八年の大阪銀相場で換算すると壱把の金額は百七拾三文となり、 宝船屋取引分の中で最も大量の取引分の土用鳥賊四万七千弐百五拾五把が壱把当り、壱匁壱分壱厘替で、五拾弐貫

同計

内

四百拾九連 百六拾弐文替

四千三百四拾三連 代五拾六貫九百八拾四文

代六百七拾四貫四百六拾八文

俵物生産地域となった。

以上によってみると、 鯣は遠隔地市場に隠岐島の回船問屋によって大量に販売されていたことがわかる。

五 鯣の対外輸出

鯣は対岸の雲伯地方のみならず、長崎・下関・上方方面にまで大量に移出されていたが、 弘化二年 (一八四五)

K

隠岐の鰑は長崎俵物の代替品として幕府の「御用俵物」の取扱いをうけるにいたった。

方」と称する俵物下請人も存在し、天明以降は代官所が長崎俵物役所の直下請業務をなし、 幕府は煎海鼠・干鮑・鱶鰭の三品を俵物と称し、対中国輸出品として重視し、 いわゆる「役場引請」 隠岐では 享保以降「座

にも送荷され、長崎商人によって中国に輸出されていた。 しかし、 隠岐鰑は特に幕府より俵物同様の生産、 供出賦課を課せられることなく、一般商品として販売され、 崎輸出品として位置づけられていた(st)。

鯣は俵物と同様に中国輸出の海産物として早くからとりあげられ、昆布・雛冠草などと共に

おした

と称され、

長

入れられ、俵物同様の「長崎俵物役所御用鯣」となった。 所が、弘化二年(一八四五)にいたり、 隠岐鰑は幕府によって長崎俵物の代替貿易品として指定され、 俵物に繰り

集荷激減となったのは我が国において生産の絶対量が激減したからではなく、 鯣が俵物代替品となった事情は別稿において詳述するが、 最大の理由は長崎俵物役所に集荷する俵物の量が激減し

薩摩を根拠とする俵物の抜荷が取引

の主流となり、防長二国もこれに同調するに及び、幕府独占による俵物貿易形態が崩解を深めれ故である(22)。

幕府は俵物貿易の停滞が表面化し、その権力をもってしても態勢の挽回が困難になった天保未期に、これが対策と

して、鰑の俵物繰入れを考慮し、長崎俵物役所手附の浦田祥右衛門・松浦繁次郎に命じた。

名な隠岐を弘化二年に、唐津・平戸・壱岐・対馬・五島を嘉永元年に歴訪し、鰑の「御用俵物繰入方」を命じたધ्र)。 両名は弘化二年より嘉永元年(一八四八)にかけて、西日本の俵物役場引請地域中、前々より鯣の生産地として著

歴史的条件が存在していた。その第一は隠岐は天領で、幕府権力の直接滲透しやすい地域であったこと、 され ばこ まれた漁場を島の周辺に持っていた事は事実であるが(a)、 隠岐の場合は長崎俵物役所が最初に計画し、且つ一応その目的を達しているが、その理由は鳥鼠漁業が資源的に恵 幕府の支配・統制の容易な地域であるという社会的、

た 産地浦浜の支配が徹底し、俵物技荷の事実が指摘されたこともない程官僚的支配の生産・流通機構か整備 されて い 代官は村落支配階層、すなわち、大庄屋→庄屋→年寄→組頭を通じて俵物の生産・流通を支配し、代官を頂点とする

俵物の生産・供出において、隠岐では島前・島後の両代官所が長崎俵物役所直支配の「俵物請負役所」となり、

そ

渡辺文書(を)によると、 鯣の請負の内容は次の如くである。

従って鰑の御用俵物繰入れについても漁民の反対抗争の発生もなく、長崎俵物役所の指令に従った。

浦田詳右衛門殿、当当へ渡海被致候ニ付、心得

差上申請書之事

弘化弐年十二月、

壱ケ年目当商

鯣大漁拾八万斤、中漁拾四万斤、小漁七万斤

大庄屋 (以下島後各村略)

取揚、干目・品合宜敷物相撰納方可仕候、此段以連印御請書奉差上候処、仍如件 ゟ向申年迄三ケ年之間、目当高不相減様正条之売上可致旨被仰付、一同承知奉畏候、然ル上者向後一層漁業相励、成丈多斤数 右触之儀者、唐国御代物俵物之品ニ差続御渡方ニ相成候品ニ付、銘々心衛遠不致、今般御取極相成候仕方を以、為試、来午年 之積但天保七申年より弘化二巳年迄拾ケ年平均値段、壱ケ年弐百拾弐文弐九与相成、鯣弐拾枚結、壱把量目参百目より参百 但、夏秋共、其漁高之内、品合宜敷処を以、相納候事、鰑弐拾枚結壱把量目に六七乗値段之定、此結繩鰑拾貫目に附七拾目 参拾五匁迄、平均壱把に附参百拾八匁之積りを以、代、六六七乗に相当候処、六七乗を以て御買上被仰付候極 弘化弐巳十二月 隠州島後越智郡都万村 漁師惣代、年寄、庄屋

となっている。島前の分には次の如くである。

壱ケ年目当高

崵大漁参万六千斤、中漁弐万八千斤

(以下本文島後分と同じ)

漁師惣代 梅四郎 弘化弐已島前福井村

主室 筊八 基左衛門

問屋

甚左衛門

(島前十二村連各略)

峯三郎

大庄屋

浦田詳右衛門殿

とあり、張紙に次の如く記してある。

右買入値段之儀ハ島後振分之通六七乗

一、同当巳年買入

但 有高不残

とある。

批者書状不差出已然(以前か)少々地方商船ニ売捌候趣ニ付、右買入値段之儀島後振合之通八乗注

役所も隠岐鰑の出荷を「為試」されたのである。

方を以、為試、来午年ゟ向申年迄三ケ年之間、目当高不相減、正条之売上可致旨被仰渡候」とあるように、長崎俵物

これによると弘化二年(一八四五)に俵物に差続いて鯣が幕府御用となった。その取扱方は「今般御取極相成候仕

うと、二百十二文二九となる筈であるが、既に島後振合之通、六七乗を八乗の計算で買入値段を定めねばならぬため 民間による一般商品として取扱かわれていたから、弘化二年分の最初の出荷値段にしても、十ケ年平均計算からい 従って、弘化一年以前は俵物の代替品としては鯣は取扱かわれていないことは確実である。

この点は俵物の値段が長崎俵物役所の番立表によって固定化され、時価によるスライド制がなされなかった点に比

べると大差のある買入姿勢である。

に、実値は二百五十四文として取引されている。

n 通機構が整備されていたためで、俵物の流通機構そのものが鯣の場合も適用され、且つ、前貸制の適用も巧に行なわ 隠岐においては弘化二年から向三ケ年の試売は成功で、俵物役所は満足した。隠岐で成功したのは島内における流 漁民の統制も徹底したように思われる。すなわち、 漁師・問屋・年寄・庄屋・大庄屋の間で次のような協定をな

俵物役所に接出している。

長崎廻御用鯣御儀定被仰付候二付締合連印一札之事(26) 鯣之儀、問屋之不経手を、 勝手に売買いたし候ハハ、其ものは商売手窺之上差留可中事

一、問屋共心得違仕、不埓之取計有之三おゐてハ職分差留可申事

弐貫文宛漁師中間江取置可申候事

漁師共米銭入用申出候ハハ、問屋職ノものより差支無之様相渡可申候、

然上にも心得違仕隠売いたし候ハハ、科料として銭

一、鯣揚高之儀、其節之問屋ら厳重相改、庄屋所立書付差出可申候。若心得違仕、取揚高隱候もの有之二おゐてハ村役人ゟ 取 扱

他国より参、漁業いたし候ものも其村浜法為守可申事

埓明可申候事

右ケ条之趣一同申合候得ハ、向後心得違のもの無御座候も、

此段連印一札差上申処仍而如件

隠州東郷村漁師惣代

弘化二已年十二月

問屋

年寄

庄屋

鯣買集世話人

松浦屋与左衛門

御手許 浦田詳右衛門殿

右文書の中で注目すべきとは御用鯣の値段が、天保七申年(一八三六)から弘化二巳年(一八四五)の十ケ年間平 松浦屋与左衛門は板屋武左衛門家の分家で弘化期には俵物買集世話人となっていた気。

これは当時、隠岐において鰑の産地価格が形成されていた故で、全島的規模で鰑の産地市場の形成がなされていた

事を前提としなければあり得ない事である。

均値段を基礎として算定されていることである。

文久二年(一八六二)に記された高梨文書(38)によると、次の如き記事がある。

とある。惣右衛門は家系図によると、文政七年(一八二四)出生、文久三年(一八六三)の卒で、嘉永五年(一八五 む、此前十四・五年以前に村方鰑門屋始まり、津出し三分口銭極まる。一分は地下に納、二分にて相勤申侯、……(下略) に航し商いす。新造船入用費用弐百五拾貫文なり、二十八歳、父庄右衛門死去し、宇屋町年寄役仰付けらる。此年船手商売を止 惣右衛門勝村一代之事荒増……(中略)十五歳、手安船にて地方に航し商いす、十七歳、七拾石積和船新造し、地方より若州

二)父庄右衛門のあとをうけて二十八歳で宇屋町の年寄役をうけついだ。 彼が年寄役襲名以前十四・五年前に鰑問屋が村々に出来たと記されているが、これは丁度、天保七・八 年 に あ

た

る

おける鯣の産地市場成立とそれが価格形成機能を持つまで成熟したものであることを明示するものである。 従って、弘化二年に天保七以来十ケ年鯣平均値段をもって御用鯣の値段をきめたという渡辺文書の内容は、 られる。

六、隠岐における水産物商品化の展開過程とその意義

近世末期における餳の商品化の状態は上述によって、ほぼ大勢は判明し、天保以後かなりその販売市場が拡大され

ていたことは確実である。

帳の移出品目に示されているように、塩鯖・干鰩・塩鱈(鰍)・鯛(塩鯛・干鯛)等の水産物の商品化があった。 その他干物」と、文政十二年の松江城下入荷水産物に記されているように、又、天保九・十一年の金毘羅丸積荷手板 小量の水産物が自給段階を越えて、離島から本土に移出される形態の推移を検討して見ると概ね次の如くあとづけ しかし、長崎俵物についで鰑が代替貿易品となり、且つ、鰑が隠岐海産物商品の大宗となった背景には

ぎの副業的産物で、商人問屋の手を通じて買集め、 松江へ入来候様」とする通り、隠岐から本土への水産物の移出が行なわれていたことは確実であるが、それは農閑稼 前記の寛文十二年(一六七二)美保関港制札に「隠岐国併北浦方より薪・材木・肴・海藻等の商物、 販売がなされたのではない。 他国へ不出い

しかし、 各村とも庄屋の担当行政業務の中で、移出入商品に駄別銀(点検銀ともいう)を課して売り出されていた。

暦三年(一七五三)である。これは次の安達文書によって実証し得る(3)。 商品流通が活発になると問屋業務が独立し、 専業化を要請せられるにいたった。この時期が隠岐島では宝

、美田村問屋 四軒相定申他国船宿並商売人宿之事

喜兵衛・八兵衛・六兵衛・武左衛門

、他国船入津之砌、往来平形相改、宿手形添差上可申候、又湊之内参侯舟・船頭方より往来差出不申侯共見逃ニ不仕、 庄屋・年寄立合遂吟味、其品御断可申上侯、尤御当地ニ而商売仕侯他国者ハ、例年之通、往行御札可申請侯

一、他国船地船共、諸事積出申品々少も不隠置、御点検之砌、御断可申上候、且又御点検以後。何ニ而茂為積申問敷候、地船之 も乗せ渡シ不申候様ニ手堅遂吟味、出船之時相改可申候 儀者前々被仰付候通奉畏候、他国船往来手形之他、一人ニ而も乗参候ハハ、其趣早速御注進可申上候、御当地よりハ猶以一人

仕候、万一右之品々致疎略候ハハ、御聞届被成候ハハ、私共急度越度ニ可被仰付候、為後日如件 少も違背仕間敷候、又問屋油断候か、又ハ我尽出候ハハ、庄屋・年寄・五人組之者共急度遂詮議、 諸事抜目無之様三可

美田村 年寄・庄屋

宝曆三年酉正月

美日本

堀彦右衛門様

六兵衛は大山明、武左衛門は船越の年寄役である。その職掌を要約すると、他国船入津時の措置・積出荷物の点検の

「新記」。

「新記」。

「新記」。

「新記」。

「お記」。

「お記」。 二点である。 右の文書によると、美田村では宝暦三年に四軒の船宿を兼ねた問屋が指定された。喜兵衛は波止、 八兵衛は大津、

屋の職能中より、物資の出入に関する事務処理面を、年寄役をつとめる村役人が分担して成立したものである。

すなわち、宝暦年間に隠岐で成立した問屋制度は、商業資本の流通中間利潤追求を目的としたものでなく、近世庄

天保十三年 (一八四二) 八月、各村庄屋、 年寄の連判、 大庄屋の奥書をもって差出した願書(S)の中に次のような

事項があり、右のことをよく示している。

売買不致候へバ、是迄通り問屋被差置候方、御締合可宜奉存候。 一、問屋之儀ハ、古来ゟ年寄役相勤候もの取引仕来候処、他国出入之品々商いたし候節、出入の品もの、且年号・月日等帳面 何等不依、後日御尋御座侯共御答相成侯様為致、出入之世話代ニハ問屋へ遺し、品物ヲ商人ニ相渡、問屋手前ニテ少シモ

、庄内干鰯千八百五十二俵

売仕切之事(31)

これによると、村役人である年寄が問屋を兼ねたので、自己資本で商売する廻船問屋とは別の性格を持っ てい る。 「問屋手前ニテ少シモ売買不致」というように、村役人としての流通事務処理機関である。 「世話代ニハ問屋へ遣

シ」という手数料は前述の通り積出荷物に対し三分の口銭を課し、その一分は地下納、二分が問屋役得であった。 しかし、水産加工物、木材の商品化が進めば、当然廻船問屋が成立する筈で、上記の村役人的問屋とは異った流通

機構を形成する。 例えば前記の布施村の長田熊右衛門は廻船問屋で自己資本で商売をしたが、彼が安政五年(一八五八)六月に庄内

で仕入れた干鰯を備後尾道で売捌いた仕切手形は次の如くである。

代銀/四十貫四百七十五匁六厘代銀/四十貫四百七十五匁六月 一俵二十二匁一分 一代銀 五貫三百十三匁九分六厘代銀 三十五貫百六十一匁一分 一十二刄一分替 千五百九十一俵 一

一割二分引 浜引とも一、四百四十四匁四分八厘

一、二貫一匁五分三厘 仲買引

一、一貫二百目九分二厘 御役銀

口銭

一、七十四匁八厘

俵二付四厘宛之水揚賃

、八双九厘 湊胡銀

残銀三十六貫七百三十九匁九分六厘/ 三貫七百三十五匁一分

七十一匁二割

右之通仕切代金相渡此無出入相済申侯此金五百十七両一分二朱卜永銀八匁九分二厘

以上

安政五年午六月一日

大問屋 ⑩

問屋役場支配

大門

熊屋熊右衛門殿

大で、それについでは一俵につき二分四厘づつの浜引、四厘づつの水揚賃、すくないのが六匁の上荷賃である。湊胡 とある。尾道での問屋がかりの販売であるが、仕切書中に記された差引諸費は、仲買引・口銭 (役銀) が金額的には

られるように、近世末期の水産物移出は廻船問屋の活躍が中心になって来た事は確実である。 天保年間における鰑問屋の成立、蔵屋手船金毘羅丸等の廻船商売の分析、長田熊右衛門の鰑廻船商売の事例等に見 銀は航行運輸の神撰料ではないかと思われるが、詳らかになし得ない。

を置き、 廻船商売が、 島内の鯣・鰤・海藻・材木などを島内の問屋から委托されて運賃で本土に輸送するか、又は、本土の港に根拠地 その地の問屋の委托によって貨物を輸送するいわゆる「運賃稼廻船」があった。安永四年(一七七五) 自らの廻船で鰑・鰤等の水産物を買集め、上方市場等に大規模に販売するいわゆる「買 穑 制 廻 船

に次の如くある。

御願申上口上之覚(32)

右之趣船手一統御願申上候、宜敷被仰付可被下候、以上 付……(中略)船手申合之趣帳面一冊并水主賃銀差別書一冊御覧ニ入申候 ひ運賃銭取之、渡世仕候船……(中略)…水主賃銭之儀、古来より之仕来も御座候得共、近年船数も相増、水主稀ニ御座候ニ 相成候ニ付、大船之分は、他国へ乗渡、 当島船手之儀、古来より当地産之薪・材木・間抜類積出商売致来候処、近年は船数過分ニ相増、当地荷物計りニては渡世難 雲伯両国之内ニて米・鉄・干鰯運賃積請負、 大阪并瀬戸内下関辺へ積上リ、

島後 村々船主 年寄 庄屋

安永四年未十一月

大庄屋文蔵殿

同 惣七殿

の如くで、既に安永四年には運賃積廻船の活躍が活発になっている。 従って鰑・鰤・海藻等の水産物も買積船のみならず運賃積によって大量に移出されたことは確実である。

減少、 安永以降、幕末にいたる廻船の推移の中で一見、 小渡海船の増加である。 不可思議な現象が見られる。それは、第四表に示す如く、

この事実が如何なる経済的想義を持ち、 水産物流通問題と如何なる因果関係があるかについては極めて解明が困難 長と江戸ゟ御改ニ付、御郡代小倉十左衛門様、島前御代官滝波与一右エ門様、 寛文九年(一六六九)に隠岐では代官の指示で山林調査がなされた。これは「寛文九年酉七月、山林長何町、 島後御代官樣高畑藤太夫様御改被成書 幅何

係について分析を加えたい。

であるが、それへの接近の一側面として材木の商品化、

大船・小渡海船の推移の意義、

水産物商品化と廻船商売の関

第4表 大船,小渡海船の変化

沿
6年
323)
59
20
0
6
5
5
2
2
39
3
0
0
1
0
7
0
0
3
2
5
9
5
2
2

貞享4年は増補隠州記 文政6年は村々般数書上帳

上候」(3)ものである。

り減少したとある。 は茂れり」(布勢村)等あり、これに似た記事は島後の布施・代・久見・卯敷・大久・飯美・郡等の村々にもみられ る。島前では焼火山が森林資源が大であった。 なし、然れ共島中第一の山林也」(原田村)とか「古来より良材多し、今は半は尽きたりといえども、外の山林より のものと思われるが、多くの村が「材木・薪伐り出し商売に仕る」といいながら「今は山中尽きて、古来の五分一も 右の記事から見れば、貞享以前に材木・薪が多く伐り出され、本土に売り出され、そのために、 貞享四年(一六八七)の増補陰州記には各村の山林事情を記述しているが、恐らく寛文九年の御改の事実をうけて 山林資源が往昔よ

で、商品の中心的地位をしめたものが近世中期の木材から後期においては水産物に比重がうっったと推定せられる。 と推定する。小渡海船の分布は貞享期の大船所在港においても大船消滅、 は事実である。 し、重量・容積とも小で、価格の大な水産加工物の移出が盛んとなり、小渡海船による運輸が増加したのではないか 積載量の大な大船が必要なことは当然のことであり、貞享期に島後の山林資源に恵まれた沿岸村落に大船が多いこと 文政期の統計では大船が激減し、小渡海船が増加しているが、右の論理から推せば木材・薪の移出の相対量が減少 資料面から明確に木材の商品化 ・市場・流通機構を明らかにすることは現時点では困難であるが、 小渡海船の発達という傾向をとっているの 木材移出のため

七、近世後期の本土漁民の隠岐島出漁とその流通問題

産者と隠岐島廻船商人のみによって行なわれたのでなくて、対岸本土からの入漁者の出稼によるものが相当数あった 態も買積制廻船商売の他に、運賃積み出荷がなされたことは前述の如くであるが、隠岐の水産物移出が単に隠岐島生 化政期以後、 隠岐島水産物が本土の対岸市場・遠隔地市場に多量に販売され、その移出機関は小渡海船で、販売形

漁場としての隠岐島近海が沿岸根付の資源は勿論、 鰤・鯛・鰩き (飛魚) • 鱪い) ・鰺・鯖・鰯・鰈などの資源が

ことは注目に値する。

一本釣(鳥賊・鯛・鰤)、 延縄 (鰤)、四ツ弱り網 (鯖網とも称し、 鯖・鰺・鰯)、 手繰網 (鰈) ・紫漬け

(鱪)等の漁法が盛であった。

特に四ツ張り網は大規模な漁法で、 近代の旋網 (巾着網) の前駆的な形態をとるまでに技術化されていた。

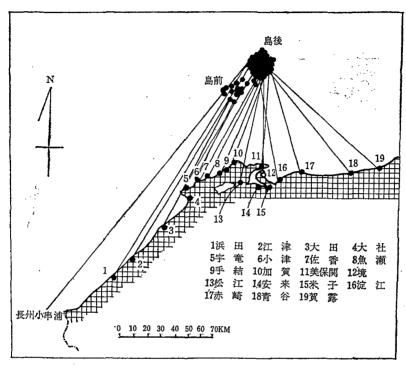
隠岐島の水産物が本土市場に大量に出荷されるに及んで、本土の企業家が、豊度の高い隠岐島への出漁を企図する

のは自然の傾向である。

漁船が渡島し、 隠岐島出漁を早くから企図したのは杵築漁民である。井上文書によると38、 文化八年(一八一一) 九月に二艘の 鰤漁に従って、十一月未にそれぞれ駄別銀(中鰤二十、鰑四十連)一匁を納めて帰国している。

十二月には伯州淀江の船が鯖漁に入漁している。

賀露までの地区から入漁がなされた。その地区を図化すると第五図の如くになる(タテ)。 これ以後は年を追うて、 入漁者が増加したが、嘉永年間(一八四八~一八五三)には対岸地区の西は浜田から東は



第5図 近世後期本土から隠岐への出漁地域

よると次の如くあり、具体的な事情が判

(一八六八) 辰十二月の奉歎 願

御事(38)に

区からの出漁が多い。 漁場条件はすぐれているのであるが、 に隠岐出漁が多いのであるか、 図から明らかなように、 岩石海岸地域で、沿岸資源が豊富で、 この地域 島根半島北 明 は 治 隠 何故 元 岐 浦 年 同

ト色々相考見候共隠州之外冬海漁場無御座候…(下略)……

場の漁業は荒天続きで出来ないから、隠岐の島前・島後に出漁して来たというけけである。 とある。山陰地方の日本海に面する地域はいづれも西北に海を控え、冬期の季節風を真正面にりける地域なので、冬

従って隠岐地区のすべての村々に出漁したけけではなくて、冬季の北西風の風下の地区に出漁したのである。

嘉永六年(一八五三)の「杵築浦漁師共当島へ出漁之儀ニ付心得之事」(32)によると次の如くである。

杵築漁船毎年九月より十二月迄四ケ月之間、漁船九艘に限り渡海稼為致可申事

一村限に一艘

ツツ差置可申事 (下略) ……」 但、矢尾村・目貫村・宇屋村・津戸村・蛸木材・加茂村・箕浦村・岸浜村・今津村此九ケ村へ漁船九艘を引請、

の如くである。

第6図 漁地

次の如くである。 場合は東南岸に限定されている。もっとも後 の出漁があった。これは天保四年巳の出漁で 述の鱪漁の出漁は夏場であるから西岸の油井 (南方) に那賀郡唐鐘浦 これを図化すると第六図の如くで、島後の (現在浜田市下府)

鱪漁為商売当月廿五日申刻、入津仕候、往来手 石州那賀郡唐鐘浦徳左衛門漁船船頭水主三人乗 差上申宿手形之事(4)

主之儀ハ不及申其上宿主庄屋年寄迄茂如何成越度ニ茂可被仰付候、出船之刻ハ其節可申上候、為後日仍妙件 形相改候処御法度之宗門之者壱人茂無御座候間、 為致漁業被為下候樣奉願候(中略)……若逗留之間我儘凶事等仕候ハハ船頭水

越智郡南方村

宿主 年寄卯左衛門

庄屋 庄左衛門

右願之通逗島被仰付被為下候樣奉願候 伴左衛門殿

以上

大庄屋 伴左衛門

伊藤甚太夫様

高畑藤太夫様

よりに隠岐の船宿を根拠とし、隠岐の問屋を通じて委托販売するか、半加工して地元に帰港し、精製品とし、いづれ 張紙に「往来手形之外ニ宿手形相添可差出可申事」とある。 第七図号真はその原本である。 出漁者は右文書に示す

かの方法で商品化した。

出漁者が隠岐で商品化する場合は次の如くであった(い)。

けていたので、次の如くである(な)。 (前略) …右隠州渡海出漁之儀ハ、何れ茂難渋之漁師共、

半加工のまま母港に持帰り商品化した。すなわち、前述の杵築漁民の出漁者は多くは杵築の問屋より仕込みをう 一、鰤・鳥賊何漁ニテモ地方紅取越候節、 鰤ハ銀高ニ四分口銭、鰑等ハ銀高ニ三分口銭其浦問屋へ相立積出シ可申事。」

半漁事致候魚類積帰売捌代銭ヲ以年中、浦役諸上納等夫々相立、尚又銀高より元入借受候分も返済仕(中略)漁師共ハ大半渡海 魚取揃候商人共より年々元捨(金か)借入、 万端累調度、 渡海仕過



第7図 天保4年唐鐘浦漁民の隠岐出漁(原本 田中蔵)

数の本土出漁者によって漁獲され、

商品化されたことが

従って近世末期の隠岐の水産物は隠岐島漁民の他、

明らかである。

も出漁許可され、島前・島後の各沿海村落はいづれも本岸に、安政三年(一八五六)には冬期のみならず夏期にび島前上方(南東海岸地区)に、嘉永年間に島後の東南

土漁民の出漁根拠地となった。

八、結び

おける流通形態は成立し得ても全国的規模においての一、離島が中世の分権的封建体制下にあっては分国下に階では第一次産業は自給体制を余儀なくされる。一、離島経済社会が封建的村落共同体を形成している段

漁事引当諸事繰合仕、年中一統、渡世之足ニ仕……」

漁民は文化年度より開如され、天保年間に島後の南方及

渡す状態で、大半は持帰っていた事が明らかである。出本土側商人の前貸をうけて出漁し、責任額を商人側に引

1

3

商品性の高い水産加工物が生産され得ること、

隠岐が近世封建体制下に入って流通経済体制下に繰りこまれたのは明暦(一六五五)万治、 六七二)の頃で、木材が大量に売り出され、 山林資源は貞享元禄期(一六八四~一七〇三) 寛文期 には盛時の五分の一 (一六五八)

流通は不可能である。

及び暴風雨災害の復旧に木材が大量要求され、 に減少した。これは明暦三年・万治元・三年・寛文元・八年・延宝二・七年等の江戸・京都・東海南海地方の大火 天領の隠岐が幕府権力によって強制的に伐採、 移出が強行された故

である。隠岐に大船が比較的多数存在したのは万治―元禄期で、木材輸送のためである。

離島の水産物が商品化し、且つ市場拡大がなされるためには次の条件をみたさなければならな 塩干加工物であり、大量生産が可能であること、本土出荷は距離面と輸送方法面で生魚は不可能である。

2 西 「廻航路の沖乗り寄港地で恵まれた。 輸送手段である船舶が、 廻船商売として成立し得る帆船航路の経路中に島が位置していること、この点隠岐は

俵物につづき貿易品化した)、 塩鰤・塩干の鯖・鰺・鰩 (飛魚)、鯛の生産が主であり、 且つ、 その資源が豊富

隠岐は貿易品の長崎俵物

(近世で最も商品性高い)、鯣(これも

, 4 であった。 流通機構の整備がなされていること、隠岐はもっとも早く商品化した長崎俵物の流通機構を規範として、 漁場条件がよかった故である。

乓 隠岐の水産物は近世中期以後(寛文以後)松江城下集中策が取られ、きびしい集荷管理統制がなされた。特に化 た 機関が初期に問屋業務をなし、後期にいたり商人問屋、すなわち廻船問屋の活躍が行なわれるという 展 開 行政 を

政以後は「隠岐宿」経由の集荷が義務づけられた、中島屋武助なる松江藩御用商人の統制下にあり、隠目附(密告

等も設置し、藩権力を後立てとする商業資本の力が強かった。

六、米子・境・淀江は松江のような強制集荷策をとらず、むしろ隠岐よりの入荷品には手数料免除方針を とっ 隠岐の漁民、廻船商売人は境、米子等の販売を喜んだ。

たの

七 鰤・鰑等の塩干物は米子問屋を通じて備中・美作地方に販売された。

八、長崎・下関・尾道・丸亀・大阪等の遠隔地市場への移出品は、塩鰤・鯣が主で大型廻船(大船と称す)の買積制

九 買積制商売の外に小渡海船と称する百石積以下の帆船の運賃積輸送(委托販売)が近世後期には盛んになり、遠

隔地市場への航行販売も活発化した。

販売が主であった。

量を詳になし得ない。 は西は浜田、東は賀露間の地区から多数の漁民の出漁があった。従ってその流通量は莫大となったと思われるが数 問屋経由販売が大半、自港持帰り販売が大半であった。幕末には夏期出漁も許可となり、島前・島後の沿岸村落に 本土側漁民の隠岐出漁は化政以後開始され、冬期操業可能な隠岐南東沿岸村落が根拠地で、 この販売は隠岐島

一一、水産物移出と廻船商売とは密接な相関関係が予想せられるが、これを理論的に解明することは資料面から今後

の課題として残されている。

5

7 6

新修島根県史史料篇2 五七〇頁

8

註及参考文献

- 1 R. Gerad Ward (1972) : Man in the pacific Islands; Essays on geographical change in the Pacific Island.
- 2 F. Bartz (1965) : Die Grossen Fischerei-roume der Welt, Franz steiner verlag GMBH, Wiesbaden
- Leo Waibel (1933) : Probleme der Landwirtschafts Geographie. 伊藤兆司訳・農業地理学の諸問題、二二九一二三

3

- (4) William A. Hance (1953): The fishing industry of the Outer Hebrides, Economic geogr. Vol 29, No, 2 pp. 168
- 新修島根県史史料篇・第二巻三三八~三四○頁所収 文政十二年申渡、 原本島根県隠岐郡西郷町大久、斎藤修二郎蔵。
- 松江市誌による。 「渡辺家所蔵触書号抄」島根県隠岐郡西の島町・松浦康麿蔵
- 9 筆者の発見・松江市寺町竜角寺が墓所である。
- $\widehat{11}$ 10 前掲(5) 安政六年伯耆国中海付村々諸品取調書、鳥取県立米子図書館所蔵写本。
- 12
- 「もば」と発音し、「じんば」とも称える。
- 13 米子市史六六九頁。
- $\widehat{14}$ 前掲(13)
- 15 前揭(13)
- 16 西郷町東町・松浦千足蔵 天保九年・十一年蔵屋手船金毘羅丸手板帳、 島根県隠岐郡西郷町中町・高梨武雄蔵

- 18 隠岐郡布施村布施・長田正三蔵。
- 19 長田正三蔵。
- 20 隠岐郡海士町福井・田邑二枝蔵写本。
- 21 俵物・鰑の長崎輸出品としての概要については、宮本又次(一九五八)「長崎貿易における俵物役所の消長」、九州 経済

史論集第三巻に論述がある。

- 続通航一覧に詳述されている。
- 23 22 弘化弐年十二月浦田詳右衛門殿、「当島へ渡海被致候ニ付心得」、隠岐郡海土町崎・渡辺茂蔵。
- 農林水産技術会議事務局(一九七二)、スルメイカ資源に関する研究。

26 25 24

- 前掲(23)
- 27 新修島根県史史料篇2 七四八頁に「隠州島後俵物買集世話人松浦屋与衛門」とある。

長崎御用鯣御儀定被仰付候ニ付締合連印一札之事、西郷町東郷・美濃屋蔵。

- 「惣右衛門勝村一代之事荒増記」文久二年記、西郷町東町・高梨高勝蔵。
- 宝暦三年「相定申他国船宿並商売人宿之事」隠岐郡西の島町美田・安達産平蔵。
- 宝暦十一年「隠岐諸色年代略記」、隠岐郡西の島波止・松浦康麿蔵(新修島根県史史料篇2 三二〇頁貞)

隠岐郡海士町宇受賀・村尾益行蔵。 隠岐郡布施村布施・長田正三蔵。 前掲(8)

明治二十四年「旧藩時代隠岐国漁制調査書」島根県隠岐支庁蔵。 享五年「増補隠州記」(新修島根県史史料篇2 一六九頁~二六一頁)

文化十年「御尋ニ付申上侯口上之賞」西郷町加茂・井上香彦蔵。

37 前掲(35)より作製 36 35 34 33 32 31 30 29 28

昭和八年「旧藩時代漁制調査」

 $\widehat{42} \ \widehat{41} \ \widehat{40} \ \widehat{39}$

前掲(35) 前掲(35) 前掲(35)